

# 文教警察企業常任委員会会議録

平成27年 1 月29日

場 所 第3委員会室



平成27年 1 月 29 日 (木曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

・平成27年宮崎県警察運営方針及び運営重点について

出席委員 (6 人)

委員 長	西村 賢
副委員 長	右松 隆央
委員	押川 修一郎
委員	山下 博三
委員	高橋 透
委員	徳重 忠夫

欠席委員 (1 名)

委員	中村 幸一
----	-------

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	坂口 拓也
警務部長	水野 良彦
警務部参事官兼 首席監察官	西 福一
生活安全部長	山内 敏
刑事部長	武田 久雄
交通部長	鳥井 宏一
警備部長	金井 嘉郁
警務部参事官兼 警務課長	齊藤 直司
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	野辺 学

生活環境課長	橋本 利幸
総務課長	河野 俊一
警務部参事官兼 会計課長	鬼塚 博美
少年課長	津端 重雄
交通規制課長	大野 正人
運転免許課長	吉田 瑞行

事務局職員出席者

政策調査課主幹	牧 浩一
議事課主任主事	沼口 恭一郎

○西村委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてでありますがお手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いをいたします。

○坂口警察本部長 おはようございます。警察本部でございます。

本年最初の常任委員会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

西村委員長を初め、委員の皆様方には、昨年1年間、警察業務各般にわたりまして、格別の

御理解と御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年も宮崎県警察といたしましては、組織の総合力を結集し、県民の期待と信頼に応える力強い警察活動を推進して、安全で安心して暮らせる宮崎県の実現に向け努力してまいり所存でございます。

引き続き、御指導、御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日は、お手元に資料を配付しておりますとおり、平成27年宮崎県警察運営方針及び運営重点につきまして、御説明させていただきます。

内容につきましては、警務部長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○水野警務部長** おはようございます。それでは、平成27年宮崎県警察運営方針及び運営重点について御説明させていただきます。

それでは、お配りいたしました資料でございますが、こちらをごらんください。その1ページでございます。

本年の運営方針は、昨年に引き続きまして、主題を「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」にするとともに、副題を「安全で安心な宮崎をめざして」としております。

これは、事件・事故等がますます複雑・多様化する昨今の治安情勢を踏まえ、郷土「宮崎」が安全で安心して暮らせる地域であることを願う県民の期待と信頼に応えるために、宮崎県警察の総合力を結集した力強い警察活動を本年も引き続き展開しようというものでございます。

この方針のもとでの具体的な取り組みとして、その下にありますが、運営重点であります7つの項目を掲げておりまして、具体的には、事態対処事案への迅速・的確な対応、交通事故の総量抑止と交通秩序の確立、総合的な犯罪抑止対

策の推進、災害等重大事案への対処とテロの未然防止対策の推進、重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧、少年の非行防止と保護総合対策の推進、警察安全相談への適切な対応と被害者支援の推進、以上の7項目でございます。

それでは、それぞれ運営重点について説明いたします。

資料2ページをごらんください。まず、上段にあります事態対処事案への迅速・的確な対応についてであります。

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、女性や子供の行方不明事案等の人身安全関連事案が、殺人等の凶悪事件に発展する事例が全国的に後を絶ちません。

この種凶悪事件は、いつでもどこにおいて発生しても不思議ではないことから、県民の関心も高く、警察の対処のあり方そのものが県民の安全や安心感を大きく左右するため、その対応には最高度の緊張感を持って、組織の総力を挙げて取り組む必要があります。

そこで、県警といたしましては、この事項を最重要課題として位置づけ、運営重点の1番目の項目に設定しております。

県警では、これら被害者等の生命・身体に危害が及ぶおそれのある事案に対処するため、一昨年3月に警察本部内に宮崎県警察事態対処委員会を設置し、さらに、昨年3月には総合捜査対策室を立ち上げて、同室を中心とした部門横断的な情報共有と明確な役割分担を行い、警察署との連携を図りながら保護対策及び検挙対策を迅速・的確に実施してまいりました。

これまで15件を事態対処事案として指定し、各部門を挙げて対応しております。

また、指定した事案以外にも、事案の切迫性・危険性を的確に判断し、迅速な対応をとった

結果、重要事件への発展を未然に阻止しているところでございます。

ただし、この種の事案については一過性の対応だけで収束するものではなく、再被害が懸念される事案もございますため、継続的対応が必要とされます。

本年も、事態対処事案が発生した場合の的確な対処を図るため、全警察職員の事態対処能力を高めるとともに、関係機関との連携強化を図り、被害者の安全確保のために最も効果的な方法による取り組みを継続してまいります。

続きまして、その下の段であります。交通事故の総量抑止と交通秩序の確立についてであります。

県内における昨年の交通事故発生状況は、関係機関・団体の皆様と連携して交通事故抑止対策を推進しました結果、発生件数は9,759件で、前年比マイナス699件、死者数は49人でありまして、前年比マイナス10人でありました。負傷者数につきましては1万1,534人でありまして、前年比マイナス1,055人と、いずれも大幅に減少し、一定の成果をおさめることができました。

しかしながら、交通事故死者数全体に占める高齢者の割合は、全国平均を10ポイントも上回る63.3%でございます。また、高齢運転者が第1原因者となった死亡事故も37.5%を占めるなど、本県における高齢者の交通事故防止対策は、まさしく最重要課題となっております。

このような状況を踏まえまして、警察では、本年が最終年となります第9次宮崎県交通安全計画の目標である「年間死者数を39人以下にする」という目標を達成するため、次の対策を強力に推進してまいります。

まず、自治体を初め、関係機関・団体との連

携をなお一層密にし、てげてげ運転の追放、交差点マナーアップの強化など、効果的な交通安全教育・広報啓発活動に努めるとともに、高齢者の交通事故抑止に重点に置いた交通事故総量抑止対策を推進してまいります。

また、交通規制の面では、計画的な交通安全施設の整備と道路交通環境の変化に対応した合理的な交通規制を推進することとしております。

さらに、運転免許行政の面では、迅速な行政処分を実施するとともに、更新時講習や自動車教習所における高齢者講習等を充実させ、高齢者を初めとする運転者の安全意識高揚を図ってまいります。

このような総合対策により、悲惨な交通事故を減少させ、交通事故の脅威から県民を守り、安全で快適な交通社会の実現を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、めくっていただいて資料の3ページをごらんください。

上段にあります総合的な犯罪抑止対策の推進についてであります。

犯罪の抑止対策につきましては、県民の体感治安の確保に向けて総合的な取り組みを推進してまいりました結果、昨年は、刑法犯の認知件数が戦後最も低い数値となるなど、数値的には一定の成果を得ることができました。

しかし、その一方では、依然として、子供や女性が被害者となる各種の事案や高齢者が被害者となる特殊詐欺が後を絶たず、治安に対する不安を払拭するには至っておりません。そこで、本年も資料の内容にありますとおり、各種の対策を総合的に推進してまいります。

まず、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策ですが、これは各警察署単位で地域住民の皆様が不安を感じる犯罪や対策に対する要

望を把握し、これを重点犯罪として定め、きめ細かな抑止対策を推進してまいります。

次に、犯罪抑止のためには、自主防犯活動の活性化を図ることが重要であることから、県内を隅々まで網羅する重層的な防犯ネットワークの構築に努め、犯罪等の情報をタイムリーに提供しながら、県民の皆様の主体的な活動を促してまいります。

続いて、子供・女性・高齢者を犯罪から守るため、性犯罪やこれの前兆である声かけ事案、児童虐待、ストーカーや配偶者暴力事案、特殊詐欺等を防止するための諸対策を強化してまいります。

また、県民の間に広く普及しているサイバー空間の安全と秩序を維持するための諸対策についても積極的に推進してまいります。

最後に、悪質商法や特殊詐欺の関係でもありますが、特に特殊詐欺につきましては、認知件数、被害額ともに年々増加しており、去年は過去最高の被害額となりました。また、犯行の手口も悪質・巧妙化し、1件の被害額も高額に及ぶなど社会問題となっております。関係機関と連携しながら、県民生活を脅かすこうした特殊詐欺等を撲滅するための諸対策を推進してまいります。

このように総合的な犯罪抑止対策を推進していくことで、県民の皆様が犯罪の被害に遭うことのない安全で安心な社会の実現を図ってまいります。

次に、同じページの下段ではありますが、災害等重大事案への対処とテロの未然防止対策の推進についてであります。

去年は、国内で大規模な土砂災害や火山の噴火に伴う被害が発生いたしました。本県におきましても、南海トラフ巨大地震や大型台風に

よる自然災害の発生が懸念されております。

警察では、職員に対する教養・訓練や装備資機材の計画的な整備などを進めるとともに、県・市町村を初めとする関係機関・団体と連携して、大規模災害を想定した初動対応訓練や住民参加型の避難訓練を実施し、災害等重大事案に迅速・的確に対応できるように努めてまいります。

また、全国的には、平成28年のサミットや平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会の警備諸対策の基盤をつくる重要な時期でもございます。

このような中、本県では、第26回全国「みどりの愛護」のつどい及び第18回全国農業担い手サミットが開催されますので、警衛警備諸対策を推進するとともに、引き続き、国内外の諸情勢を的確に把握し、テロ関連情報の収集や違法行為の取り締まりなど、テロの未然防止対策に努めてまいります。

続きまして、資料の右側、4ページをごらんください。上にあります重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧についてであります。

重要犯罪につきましては、去年は、殺人事件や持凶器強盗事件、そして本県初となるバスジャック事件など社会の耳目を引く事件が発生いたしました。迅速的確な初動捜査と徹底した基礎捜査により、そのほとんどを早期に検挙したところでございます。

一方、組織犯罪対策につきましては、暴力団組織の壊滅に向けた取り締まりを初め、覚醒剤及び大麻事件の検挙など薬物事犯に対する取り締まり等を強力に推進してまいりました。

本年も引き続き、県民に不安を与え、その安全を脅かす殺人や強盗などの重要犯罪や暴力団犯罪などの組織犯罪が発生した場合には、早期

に徹底検挙を図っていくこととしております。

内容としましては、まず、1、2、3番にありますとおり、重要犯罪、知能犯罪、暴力団犯罪等の徹底検挙を図ってまいります。その中で、犯罪のグローバル化や犯罪インフラの拡大により、マネロン事件や特殊詐欺事件等の組織犯罪が多発し、厳しい情勢が続いていることなどから、犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策についても推進してまいります。

また、暴力団排除条例の制定により、社会全体で暴力団を排除する体制が強化され、昨年は暴力団関係企業や関係者を公共事業等から排除することができました。そこで本年も、暴力団排除条例の効果的な運用を図るとともに、県や市町村、宮崎県暴力追放センター等関係機関・団体はもとより、県民と相互に連携・協力して官民一体となった暴力団排除を推進していくこととしております。

続いて、その下の少年の非行防止と保護総合対策の推進についてでございます。

少年の非行情勢については、刑法犯少年の検挙人員は年々減少傾向にあるものの、非行少年の低年齢化や集団化が認められるとともに、児童虐待や学校におけるいじめ問題など、少年の保護対策を講じる必要性にも迫られております。そこで、本年も引き続き、少年非行防止や保護総合対策を推進するものです。

まず、少年に手に差し伸べる立ち直り支援活動等による非行少年を生まない社会づくりを一層推進してまいります。また、少年事件の検挙に際しては、少年の特性に配慮した迅速かつ適正な捜査・調査を推進してまいります。

次に、児童売春・児童ポルノといった悪質性の高い福祉犯罪の取り締まりを強化するとともに、スマートフォン等の普及によるインターネッ

ト利用に起因する児童の犯罪被害や非行を防止するため、児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指すほか、サイバー補導を積極的に実施するなど、少年を取り巻く有害環境の浄化対策を推進してまいります。

また、少年サポートセンターの効率的な運営を図るとともに、児童虐待につきましては、組織の総合力を発揮した情報の収集と迅速・的確な対応を図るほか、学校におけるいじめ問題につきましては、一次的には教育機関の対応を尊重しながら情報の共有に努め、重大事案及びこれに発展するおそれのある事案に対しては、被害少年の保護を最優先に迅速・的確な対応を推進してまいります。

続きまして、資料をおめくりいただいて5ページをごらんください。最後の項目でございますが、警察安全相談への適切な対応と被害者支援の推進についてであります。

まず、警察安全相談についてですが、警察では、警察本部と各警察署を警察安全相談窓口を設置し、県民からの各種相談を受け付けており、昨年は1年間で約2万件の相談を受理しております。警察安全相談業務は、県民生活の安全と平穏を確保する重要な業務であるとともに、その適否が警察に対する理解と協力に大きな影響を与えることとなります。

そこで、本年も相談者の立場に立った迅速かつ親切な相談対応を推進するとともに、受理した相談の管理、引き継ぎを徹底し、確実な組織対応を図ってまいります。

また、被害者支援についてですが、犯罪被害者やその御家族・御遺族の多くは、直接的な被害だけでなく、事件後も精神的な負担や経済的な負担による二次的被害にも苦しみ、社会から孤立するなど、平穏な生活に支障が出るものが

ございます。警察は、被害の届け出を通じて犯罪被害者等と最初に密接にかかわる機関でございますので、まずは、警察が犯罪被害者等の視点に立ってその心情に寄り添い、途切れることのないきめ細やかな支援を行っていくことが大変重要であると考えております。

そして、精神的・経済的支援などに加え、知事部局、市町村、関係機関及びみやざき被害者支援センター等民間被害者支援団体と緊密に連携して総合的な被害者支援活動に取り組んでまいります。

さらに、社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成するために、広報啓発活動を積極的に推進するとともに、犯罪被害者や御遺族に対する給付制度がございますので、その制度の周知を図りつつ、対象事案があった場合には、迅速・適正な対応をまいります。

以上、平成27年の運営方針及び運営重点について御説明申し上げましたが、本年も県民の負託に応えるべく、力強い警察の構築を図り、各種の警察活動を積極的に展開することといたしますので、今後とも御理解、御支援をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

報告事項についての質疑はございませんか。

○高橋委員 2ページの重点内容の、まず1番目の事案15件を指定したということで説明していただいたと思うんですが、26年度ということで理解していいんですか。

○武田刑事部長 26年は6件指定しております、25年に9件指定しております。この15件を、25年指定の分からずずっと注意しながら見ているという状況でございます。

○高橋委員 ちょっとよくのみ込めない部分もあるんですが、25年度以前のやつは、あつたけ

ど解決したということで理解していいんでしょうか。

○武田刑事部長 事態対処委員会というのをつくりましたが、その時期ですので、25年からの計になっているということでございます。当然、事案15件の中には、それ以前の事案のものがずっと問題が尾を引いて、この制度になって初めて指定したというものもございます。

○高橋委員 わかりました。

事案にもいろいろあると思うんですが、私たちが新聞とかニュースでよく聞くのが、相談に行くんだけど、事件がないとなかなか動けないのよねと、そういうやりとりがよくあるんです。その後、凶悪事件になったりして、いろいろ批判を受けたりしたケースもあったりして、そういうものを、こういう事案ということで理解していいわけですよ。

ただ、未解決のものが、説明があったのは、重大な案件ではないのに防いだということも報告されましたし、その後まだ未解決ですよ。捜査中という言い方でいいんでしょうか、捜査をしている段階ということで。

○武田刑事部長 これは、去年は、事件にならない、いわゆる相談ということで年間2万件弱の相談を受けています。その中で、例えばDV・ストーカーで、いわゆる恋愛感情のもつれで事件になるもの、あるいは今後事件になるんじゃないかというようなもの、こういったものを含めて、これはずっと事件になるんかもしれない、非常に生命、身体に危険が及ぶおそれがあるといった事案につきましては、事件になってないんですけども、それを指定しながらずっと保護活動を続けていたり、相談を受けていたりという事案でございます。

この2万件の中をちょっとお話をしますと、



この事案だということで、警察署と本部が相談の段階から同じチェックをしながら対応していったのが約百数十件はございます。その中で事件検挙した、これはもう凶悪だと、あるいは別れた夫が車のガラスを割ったとか、これは器物損壊事件だということで事件検挙したのが、そのうちの6割ぐらいでございます。あと4割の中でも、事件であろうとなかろうと、この百何十件の中からこの15件を指定して、今後、生命、身体に危険が及ぶという重大なものを指定しているという状況でございます。

○高橋委員 初期段階からということで書いてありますんで、初動ですよ。この文言で理解していいかどうかわかりませんが、警察の総合力を発揮する。警察以外の機関、例えば福祉とか教育、児童相談所の初期の対応がまずかったと、いろいろと新聞に出たりしますけれども、そういったところの連携まで含んだことを意味しているのかどうか、その辺をちょっと。

○武田刑事部長 事態対処事案では、本部、各警察署の中に事態対処委員会というのをつくっております。これは、例えば本部でいいますと、刑事部がその音頭を取っているわけでございます。当然、相談を受ける生安部、それと警務部、交通部、各部から、この事案にどこからでも対応でき、そして、どの部からも関係機関に引き継げるというような体制をとっている事態対処委員会というのを、警察署ごと、本部にも約17名の体制ですが、刑事部長の次の刑事部参事官という立場がありますけれども、この参事官を筆頭にそういう体制をとっております。そして、こういった事案がA署で発生していて、A署もこういうことで検討しているけれども、もっと関係機関に引き継ぐことがあるんじゃないか、あるいは警戒の方法はこれでいいのか、事件に

はできないのかとか、そういった委員会を持っていますので、当然、関係機関ともつなげる体制があるということでございます。

○高橋委員 最後になります。いろんな機関と連携する中で、個人情報保護、ここが壁になったりすることがよくあるんじゃないかと思うんです。いろいろと本音のところ、あるいは、もう少し具体的なところで個人名とか、そういったところを把握したいんだけど、個人情報でちょっと出せないんですとか、そういうのがあったりするんじゃないかなと思って考えたりするんです。そういったところのお悩みなんかはないのでしょうか。

○武田刑事部長 個人情報保護の問題はまた別としましても、関係機関が共有する個人情報保護条例で守られる部分、ここをチェックしながら、出していいものは出しながら話をしていく、出せない部分はということで、そこはすみ分けしながら対応させていただいてます。一般論としまして、確かに個人情報というのが一つはあります。けれども、1人の命を守っていくためには、これは、その条例の中で当然出してもいい、保護対象でございますから、その付近に引っかからないように、抵触しないように対応しておるのが現状でございます。

○高橋委員 宮崎では、私の記憶する限りは、あのときというのは余りないとは思いますが、いろんな機関と細かく連携をして、お互いの機関が信頼を持たないと、なかなか相手もうまく相談に乗ってくれないし、そういう関係もつくりながら対応していただきたいと思えます。

あと一つ質問しますけれども、被害者支援の関係で、いわゆる賛助金を募ってらっしゃると思うんです。私、実は入っているかなと思って、

説明聞きながらちょっと心配をしてたんですけども、この募集関係をどういうふうにされているのか。うちの委員は全部入っているんでしょうかとか、その辺をひとつはつきり報告してください。

**○水野警務部長** ありがとうございます。賛助会員につきましての御報告を申し上げます。

まず、賛助会員につきましては、個人、法人からいろいろと賛助会員として会費を納めていただきまして、平成25年度は合計で約900万円強いただいております。御指摘の議員の加入状況でございますけれども、以前は実は加入していらっしゃった方もおられました。ただ、これは寄附行為に当たるということを指摘する向きもございまして、それに該当するというので、平成25年度以降は加入されていないという状況だと聞いております。

**○高橋委員** じゃあ、私たちは事前に納めてたやつは寄附行為で罰せられるんですか。そうじゃないと思うんです。賛助会員は、この被害者支援に限らずいっぱいあるんで、実は、私も賛助会員として払っている団体がありますし、私たちに広報がないとつい忘れてしまったりするものですから、あとはもう議員の自主性に任せていただいて、私は、そういう情報をくださいということをお願いしたいと思います。

**○水野警務部長** 御指摘を踏まえまして、賛助会員のみならず、この活動についてもよく知っていただくためにも、皆さんに情報提供をさせていただきたいと思っております。

**○押川委員** 2ページの交通事故の関係で、高齢者の交通事故抑止対策、毎年いろんな形で取り組んでいただいておりますけれども、27年度は重点的にどういったことをやろうとされているのか、具体的にわかれば教えてください。

さい。

**○鳥井交通部長** 当然、高齢者人口もふえてますし、高齢者の免許保有率も九州でも1番ということで、高齢者の事故がふえていることは事実でございます。9,700件ぐらい発生する中で、高齢者が第1原因者となる事故も2,000件近く発生しているわけですし、いろんな観点から、この高齢者対策というのは重要課題と捉えておるところです。

去年1年間、死亡事故48件、49人発生して、その中で高齢者が31人と、全国平均の53%を10ポイントぐらい上回るということで非常に多くなっておる現状がございます。また、31人のうち20人は75歳以上の高齢者と。ただ、事故を分析してみますと、高齢者対策という点で、運転者対策、歩行者対策ということで大きく2つに分けてやっているんですが、やはり運転者対策——歩行者対策も十分やっていかなくちゃいけないんですけども、去年、高齢歩行者で14人亡くなったうち、高齢者に非があったのは1人だけということで、そういうことを考えれば、やはり県民の皆様の安全意識というのが非常に低調だということを言わざるを得ない。

こういう結果を踏まえまして、ことしは、特に運転者対策につきましては、国のほうでも認知機能検査を受けて1分類に該当したら、医師のとか、いろんな法改正が進む中なんですけれども、やはり高齢者対策で一番効果があるのは、戸別訪問であったり、高齢者の皆さんを集めていただいて、事故の実態等、この辺を地道に継続して広報啓発、安全活動をやっていくのが、即効性はございませんけれども、徐々に効果が出てくるのかなと判断しておるところです。

ことしも、そういう高齢者対策に必要な予算等も要求等お願いしまして、高齢者講習の充実

であったり、高齢者宅訪問の強化であったり、また、県や自治体、それと関係機関の皆さんとの連携、さらなる強化を図って、そういった啓発、教育、広報、この辺を徹底していきたいと考えております。以上です。

**○押川委員** 一生懸命取り組んでいただいている、我々も十分理解はしておるんですけども、運転をしながら、特に歩行の中で、もう高齢者の方は我が道です。車のことやほかのことは考えんで、自分が行きたい方向にさっと横切るとか、そういう事案も我々も見かける、本当に危ないなと思って。やってしまったら、もう自分の責任ということになりますので、そういうあたりは気をつけているんですけども。

今月に入ると、西都ですけども、私たちが各高齢者クラブの総会に呼ばれるんです。時間があるときには行くんですが、そういう中で特殊詐欺とか交通事故の話はするんです。それと警察官の方と、地域安全の役員の方々、ああいふ方々が交通安全の教育等もされますので、そこらあたりでしっかりそういう運転と歩行のマナーを、時間を割いてでももっと詳しく、そして被害者、加害者の大変さというものを、しっかり認識をしてもらうことも一つの手かなということを考えました。そういう段階の中で、交通事故の関係も、もう少し時間を割いていただいている。

それと、免許証の返納、あれはどのような状況になっているかということと、警察官の皆さん方による高齢者の方々への返納の呼びかけとかは、どのくらいの範囲内でされるものでしょうか。

**○鳥井交通部長** 高齢者の皆さんの免許証返納の数というのは年々ふえてきておるような状況でございます。詳しい数字につきましてはちょっと

とあれですけども、去年が1,400件超えたり、中には自動的に免許を更新しない人も四、五人、毎年おられるわけですが、高齢者の運転免許証の返納というのは、年々、確かにふえています。

これは、しかし、1回、有効に運転免許を取得された方に対して、あくまでも自主的に返納を促すものでございます。もうこれは説得しかないわけなんですけれども。先般、新聞紙上でも、運転免許証を返納させるのはいいと。ただ、本県は、ほかの県に比べまして公共交通機関——やはり、高齢者の免許証返納を促進するためには、高齢者の足を奪うわけですから、そういう不便を来す場面、この辺は先ほども言いました、県、市町村、自治体との連携強化という点では、交通機関の整備というのともあわせてやっていかなければならないということで、非常に重い課題と感じておるところです。ですので、警察のほうでは、家族を説得したりとかもしますけれども、これは、あくまでも任意手段といえますか、お願いというような形で進めておるところです。

しかしながら、全国でいろんな高齢者の事故等も相次いでおるということで、身体機能に自信のない方が年々ふえて、運転免許証を返納している数というのは、徐々にでありますが増加しておるというのは事実でございます。

なお、高齢者の運転免許証返納者数が、平成24年が1,300人、平成25年が1,379人、昨年は約1,700人ということで数はふえてきております。以上でございます。

**○押川委員** ありがとうございます。高速道路の逆走が、この間新聞に載ってたんですけども、いよいよ本県も3月21日で、東九州自動車道が大分県までつながると。日南のほうはも

う少しかかるわけですけれども、本県もこの高速道路がつながるといことで、この逆走対策は、宮崎県警もしっかりされているんですか。それと、あれはどういう形で、あんなに入りやすいというか逆走ができるのかって我々もちょっと心配したんですけれども、どうすれば逆走して事故になるのか。

**○鳥井交通部長** どのようにして入ったかと、非常にあれなんですけれども。昨年1年間で高速道路の逆走事案というのは、警察が認知したといいますか、警察に通報があったのは十数件あっております。特に東九州道でございます。

そのうち、認知しまして、4件に嚴重説諭を行ったり、入り口を間違えて、途中で逆走に気づいたけれども、そのまま走りましてという方がおりましたので、これには違反告知を行っております。4件、嚴重説諭等をやったんですけれども、入り口がわからなかったということなんです。ほかの件につきましては、逆走しているという通報が十何件あって、4件だけがそういう注意等を行ったと。4件以外については、現場に行ったところ、そういう確認ができなかったという事案でございます。15件逆走。4件認知しましたけれども、いずれも入り口を間違えたというようなことでございます。今、新聞紙上をにぎわしております認知症とかそういう行為で入ったというのは、警察では認知しておりません。

こういった逆走事案をなくすためにということで、高速隊としましては、特にシートベルト、後部座席のシートベルトが事故を起こしたときに大きな被害軽減効果があるんですけれども、これの対策をとろうということで、各インターでは、そういうシートベルト取り締め等を行って、あわせて逆走事案に対する対応等もやって

いるところですが、多く続くようであれば、道路管理者のネクスコあたりとも連携して対策したいというふうに考えております。以上でございます。

**○押川委員** わざと逆走される方も中にはいらっしゃるのかもしれませんが、もし間違っ入ったときの対処の仕方、逆走だと思ったとき、その時点で、とまるなり何かをしない限りは、出口まで行かれるのかなという気がするんです。だから、間違いだつて気づいたときに何らかの対処の仕方があれば一番いいのかなという気がするんです。もう何百メートルも走れば、普通の人は帰れませんよね。だから、そのときにそこにとまって、今言うように、誰かが来るまで待っておるとか、間違いというのをどう認識をさせるかという何か啓発があるといいのかなという気がしましたので、これはもう今後の対策として、そういったことも考えていただくとありがたいかなというふうに思いました。今後の課題といたします。

それから、先ほどちょっと言ったんですが、悪質商法等の事案、本県も相当ふえておるわけでありまして。これに書いてありますとおり、特殊詐欺の撲滅をするために諸対策を推進することでありましてけれども、具体的にどのようなことを考えて今後やっていかれようとするのか、お聞きしたいと思います。

**○武田刑事部長** 特殊詐欺が昨年よりも10件、1億3,000万ほど増加しております。これは全国も非常に増加しておりますけれども、本県も例外なく増加しております。

これまでも、いろんな金融機関と連携した水際対策をやってきております。実は、本部や銀行で会議を幾度となくやってきているわけでございますけれども、ことしは特に——ちょっと

持ってまいりましたけれども——こういったチェックシートをつくり、これも銀行と協議しまして、我々の感覚はもっと大きなポスターを考えていたんですけれども、このくらいのほうが説明しやすいと。お客さんがいっぱいいる中で、行員の皆様は疑った言葉を出されるわけですから、小さなもので、大丈夫ですか、警察からお願いですよというようなことで説明しやすいんだ、こういったことを何回か、いろんな会議をする中で詰めていった一つでございます。こういったこともありまして、この効果が、ことしは約1億3,000万ほど被害未然防止ができていますのでございますけれども、その半数は金融機関、銀行、郵便局等々でそういう状況がございます。

あるいは宅配便取り扱い業者との連携で、最近では、現金を宅配で送ってください、これは送れないわけでございますけれども。これは書籍ですか、現金じゃないんですか、こういった声かけをしていただくよう、宅配業者にも警察においでいただいて、それぞれの代表者とそういった声かけをやっております。

あと、レターパック被害者ステッカーの作成を各警察署ごとに、高鍋署でやるとか、かもめ一の中で全家庭に呼びかけをして、こういったのは詐欺ですよという文言を入れたのにして、家の電話のところに張ってってくださいというような、そういった呼びかけ等々やっております。

もう一つ、通信事業者との連携ということで、電話帳から削除しませんか、これはあくまでも任意でございます。といいますのは、他県で検挙した中で名簿屋というのが暗躍しております、これは表にならないわけでございますけれども、ここから買ったであろう名簿を見なが

ら、宮崎県の高齢者のジャンルがあったり、投資をした人たちのジャンルがあったり、そういったもの、各県それぞれ違いますけれども、本県は高齢者のところを1軒1軒回りながら、そういった削除のことも勧めております。

そのほかに、今度、振り込め詐欺見張り隊という名前をつけまして、電話機に50機ほど、要望があった高齢者のところに設置させていただいています。

これはどういうことかといいますと、その高齢者のところに電話をしますと、電話の呼び鈴が鳴る前にテープが回り始めます。おたくの電話は振り込め詐欺などの防止対策のために、これから音声を録音させていただきます。間もなく呼び出しますので、そのままお待ちくださいというメッセージが流れたら初めてリリンと鳴り始めるんです。それで、これは警察のほうで声紋分析できるほどの高度なものですので、ほとんどが切るということで、これは全国的にだんだんと普及しているような状況でございます。

これにつきましても、どうですかと言ったら、要らん電話が、もう一切来んようになったというような声がありまして非常に好評でございます。ただ、1機1万円ぐらいでございますので、全ての高齢世帯に予算措置するのかという問題もございますけれども、試行的に50台をやっております。そして、その高齢者当事者じゃなくて、その御家族の皆さんが、うちのおばあちゃんが一人でだまされるといかなんというような心配があれば、そういう機器もありますよという御紹介もマスコミ等の報道としましてお願いしているところでございます。

**○押川委員** ありがとうございます。いろいろ対策を練っていただいて、県民の皆さん方の安全安心を担保していただくということであり

がたいなというふうに思いました。

今のその1万円の電話機につけるやつは、これは警察に相談すれば、警察のほうから1万円ぐらいで貸貸か何かでできるんですか。

**○武田刑事部長** この50台は試行的に今設置されていて、警察に来たら、営業活動はできませんけれども、ここで売っていますよという御紹介はさせていただきたい。これは、もともとは警視庁が名古屋の業者に、振り込め詐欺の対応としてこういったものをつくってこないかということをつくらせたものをうちが知ることになりまして、それを試行的に購入してみようということ。これはちょっと話があれですけれども、先ほどのDVストーカーや、あるいは嫌がらせの電話、こういったことにも利用できるんじゃないかと、広く防犯にということを考えていますので、これはいい機器ではないのかなと思っております。

高齢者のところに行くときにパンフレットを配ろうかとも考えたんですけれども、この仕事柄、それは営業じゃないのかなということもありまして、いろんなメディアを通じまして御紹介をさせていただいているところでございます。以上です。

**○押川委員** 最後に、これは各警察署に相談すれば、その各警察署管内でも相談に乗ってくれるということですか。各警察署でそのことをお話をすれば相談に乗ってもらえるんですか。

**○武田刑事部長** 各署とも、この振り込め詐欺、特殊詐欺については、交番、駐在所までしっかり対応させていただいていますので、警察署まで行かなくても最寄りの交番、駐在所で十分でございます。

それと、銀行、県内22機関557店舗で先ほどの

こういったことをやっていますけれども、来週の月曜日に、今度は銀行協会等いろんな関係機関を全部集めて、本部長出席で協定を結ぶという調印式等も計画しております。これは広報いたしまして、警察と銀行と今もやっているんですけれども、いろんなことでタッグを組んでやっていきますよ、銀行協会も入りますよということで、広く県民に知っていただいて安心していただくと同時に、振り込め詐欺、特殊詐欺、これの意識を高めていただこうと考えております。以上でございます。

**○山下委員** 特殊詐欺についてちょっとお伺いしたいと思うんですが、今お聞きした中で電話のキャッチで、音声が流れるという。これは、我々がいろんな会に行ったときに、そういうことができるよというお話をしても大丈夫なんですか。

**○武田刑事部長** ぜひ、お願いしたいと思っております。被害者の6割が高齢者でございますので、私は高齢者のこういった特殊詐欺、そして大変失礼ですけれども、先ほどの事故防止、セットだろうと考えておりまして、先生たちのほうからお話しいただくと、もっと高齢者の方がうまく御理解をしていただくんではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

**○山下委員** 1万円ですか。例えば、これが台数がふえていくと、その設置費がまだ安くなるとか、その可能性はあるんでしょうか、ちょっとお聞かせください。

**○武田刑事部長** 約1万円ということございまして、その地区で、じゃあ高齢者で買おうかというやつは、あとは商談でございまして、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

**○山下委員** この振り込め詐欺で、私たちの携

帯にもメールが、その事案ごとにずっと入ってくるんですけれども、身近な話だけでも年間かなりの件数が出てくるんですが、全国ではもう本当にすごい勢いだろうなと思うんです。ということは、うまい味を味わっているから、そういうことをずっと続けてくるということだろうと思うんです。その本部というか、そういう詐欺をやる集団、これは宮崎県にも所在しているんですか。それとも東京とか、そういうところが中心でやっているんでしょうか。そこら辺をわかれば、ちょっと教えてください。

**○武田刑事部長** 結論からいいますと、そういう悪の中枢は都市部にいるということが言えます。といいますのは、本県でだまされたふり作戦で十数件待っているんですけれども、そのうちで本格的に動き出したのは4件で、物になったのは2件でございます。この2件を追及する中で、連続して東京方面に捜査員を泊りがけでやっているわけでありまして、ここで共同を組んでいくのは福岡だったり高知だったり、やっぱり地方の捜査員も上がってきております。どうもその付近にやっぱり中枢はいるんだというふうに思われておりますけれども、なかなかこの全容解明が非常に困難であります。

といいますのも、末端のいろんな役柄が7つぐらいあるわけです。電話をかける役とか受け取りに行く役とか、そして、そういう子たちを募集する、リクルートする子たちとか。ですから、末端は意味はわかってない。多分やばいんだろうな、でも、バイトで高収入になるからということで、捕まえるんですけれども、それぞれが役割を分担されているので、どんな犯罪なのか知らない。一部の悪だけが、それを操って吸い上げているというところが困難なところでございます。

しかしながら、各都道府県とも連携しながら、共同捜査をしながら、お互いに知恵を出しながら、どうにかやっつけんにやいかんということで。検挙と、そして先ほどの詐欺の見張り隊君ではございませんけれども、守るというのと両面でやらないと、なかなかその成果が出ないということでありまして、両方とも力を入れてやっているところでございます。

**○山下委員** ありがとうございます。この3ページの下段なんですけど、第26回全国「みどりの愛護」と全国農業担い手サミット、このことは警備関係のことが書いてあるが、具体的な日程は決まっているんですか。

**○金井警備部長** 現在まで決まっておるのは、この愛護のつどい、それと担い手サミットの関係の主な県の行事、国としての行事、この日程が決まっております。警衛の日程というのは今からということになってまいります。ですから、これに合わせて、今から詰めが入ってくるという状態でございます。ただ、どこに行くのかという日程の行啓先等についても、今から詰めが入ってくるというふうに考えておるところであります。以上でございます。

**○山下委員** これは皇族が入ると、そういうことも、まだわからないですわね。

**○金井警備部長** 前例的には皇族の方が入ってきてますけれども、どなたが来られるのかというのは、直前というか、その状態で入ってきます。ただ、前例からいえば、皇太子、同妃殿下と今まで流れてきておまして、妃殿下が来られるのかというのは、ちょっと今のところは全く定まってないというようなところでございます。以上です。

**○山下委員** 特に第18回の全国農業担い手サミットは、農業県宮崎県の大きな看板になって

くると思います。多分皇族が入るだろうと思うんですが、警備のほうは万全を期して、ぜひ記念の大会になるようお願いしておきたいとそういうふうに思っています。

**○金井警備部長** 警衛に関しましてはもちろんのこと、県民と皇室の親和が大事ということでありますので、それを中心にしまして、県民と皇室との親和をしっかりと確保しながら対応していきたいと考えておるところであります。以上でございます。

**○山下委員** よろしくお祈りします。

もう一点お聞きしたいと思うんですが、少年の非行防止関係、ドラッグ関係とか、少年犯罪というのは多岐にわたっているだろうと思うんですが、これを更生させてくれる保護司の皆さん方、県内に大変な役割を担っておられる皆さん方がおられると思うんです。私の身近にもそういう方がおられまして、個人情報ですから、内容のことは詳しく教えていただけないんですけども。ただ、非常に頭を悩ましておられる方が、初犯の人たちを預かって、一生懸命更生させるべくお話をしたりやっておられるんでしょうけれども、やっぱり再犯につながってくる、そういうことを嘆いておられました。

県内の保護司の皆さん方の役割、その辺の状況をちょっと教えていただくことと、それと保護司の皆さん方がどれぐらいおられるのか。その人たちが各市町村におられるだろうと思うんですが、これだけ事案もふえてくるんだらうと思われる中で、定数的な決まりというのがあるのかどうか、その辺のことをちょっと踏まえてお聞かせいただくとありがたいと。

**○津端少年課長** 今の質問にお答えをいたしますけれども、保護司関係につきましては所管の官庁が保護観察所となっておりまして、警察の

ほうでは、そういうような詳しい状況については掌握していないところでございます。以上です。

**○山下委員** 警察と連携はとれてないんですか。例えば皆さん方が、そういう少年犯罪とはやっぱりかかわりがあるだろうと思うんですが、保護司のほうにもお願いをされていく地方交番所との連携、そういうものは全くないんですか。

**○津端少年課長** 少年事件につきましては審判が最終的に行われるんですが、その際に保護観察とかいうふうになった際には、裁判所のほうが、その少年に対して、保護観察所を通じて保護司の誰々さんに行きなさいとか、そういうふうな形で一応指定をするというふうに聞いております。うちのほうで、警察と保護司との関係が全くないというわけではないんですが、そこら辺のところについては、少年が再非行をした際に、どのような状況で保護司さんのほうと連絡を取り合ったのか、指導を受けていたのかとか、そういうふうな形で情報の共有を図るということもありますし、トップの官庁同士がいろんな会合等で会った際には情報交換等をするというふうな連携は一応図っておるところです。

**○山下委員** わかりました。以上です。

**○徳重委員** 暴力団関係について、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

暴力団がおるということについて、非常に安心安全な生活を脅かすというような意味から、これはぜひ排除してほしいということなんですが、福岡でも大きな暴力団の廃止に向けて動いていらっしゃるというような報道があるわけでありまして、宮崎県内で、まだ組織的に暴力団というのが残っている地区というのは何カ所、どことどこということが大体わかっておれば教えていただきたい。



○武田刑事部長 県内には、まず組織的には10組織、暴力団、準構成員だとか、そういう周辺者約250名ほどがおります。その地域といいますと宮崎市、日南市、都城市、小林市、日向市というところがございます。

○徳重委員 市民の生活というんですか、何が起るかわからないということで皆さん心配されるわけでありまして。この排除条例ができておるわけですが、暴力団組織が今起こしている犯罪というか、犯罪を起こさないで逮捕もできないだろうし、指導も何もできないということになると思います。どういう事案、事件を起こしてきておるのか、大体わかれば、どういう事件かを教えていただければ。

○武田刑事部長 昨年、暴力団、その周辺者を86人逮捕しております。その中身の主だったのだけ申しますと傷害罪、正確に言いますと18人という数字でございます。覚醒剤18人、詐欺罪17人といったものが主な事案でございます。以上でございます。

○徳重委員 傷害、覚醒剤、詐欺という、これはもう直接、市民、県民に影響のあることですよ。非常に心配するところですが、なかなかこれを完全排除というところまでは非常に難しいんかなという気がするんです。大体こういう人が起こすであろうと、250名リストアップされているわけですから、このことが起こる前に何か情報をキャッチできないものかなという気がするんですけれども、一遍にぼおっと来るんじゃないかと、徐々に市民、県民に近寄ってくるんじゃないかなとこういう気がしてならないわけです。そういう情報をとる努力というんですか、これはもう警察がするしかないんかなという気がするんですが、何かそういう事前の対応というか、そういったものは考えていらっしゃる

いんですか。

○武田刑事部長 この暴力団につきましては、あらゆる手法といいますか法律、これを適用して県民から隔離していこうというのが方針でございます。ここに余裕はなくて、きっちりと適用させて排除していかないといけないという強い対決姿勢を持っております。

どのように情報をとっているかというのは、今までのその個人個人の手法でありますとか、あるいはいつ出所してくるなということで非常に注目して、県民に危害を及ぼさないのかというようなことを考えて情報収集しております。

それと、暴排条例ができたことで、各企業、年間25回、これは県内の関連企業には全て案内しながら、講習を受けませんか、暴力団からこういったことが来たときにはこういうふうに対応するんですよ。そのためには暴排条項を自分のところに約款に盛り込むんですよ、こういった指導をしながらやっているところがございます。暴力団を利用させないゴルフ場もその1つでございますけれども、条項を入れることで、それを盾に、今までやむなくつき合ってきたものをはっきりと断ることができるということで、これは全市町村もできておりますけれども、そういうことで排除ができておる状況でございます。

それと、法律に抵触しなくても、いわゆるグレーゾーン、罪じゃないんだけど、用心棒代だとか、そういった不当な要求ですね、これは中止命令というのがかけられます。これを破ったら3年以下の懲役ということになっていますので、そういったことで暴力団を、必ずしも法に引っかからなくても、それ以前でも、そういった事案になったら中止命令で、そして違反したら逮捕していきますよという段階を踏んでいる

ところでございます。以上でございます。

○徳重委員 最後になりますが、いずれにしましても傷害を起こす、あるいは覚醒剤にしても、詐欺にしても、その行為によって、その人の生活、被害者もそうですが、本人たちは、そこにお金を巻き上げるといふか、行為そのものが生活につながっていくということになるわけです。暴力団の人が傷害を起こす、ただ起こせばいいのではなくて、何か原因をつくってしかけるわけですから、何かをよこせというようなことにつながるような気がするんです。あるいは詐欺にしてもそうですが、徐々に忍び寄ってくると。覚醒剤でも、だまして金を巻き上げようとするわけです。そういう行為が行われるということが、そういう行為に対して対象者が、さっきおっしゃったように早くどこかに通報するという、そういう何か——個人が多いかもしれませんが、あるいは会社、事業所、公民館、団体なり、いろんな人に、こういう行為があったらすぐ警察に通報するよというふうなチラシをまいていくとかいうようなことはされてないもんですか。

○武田刑事部長 暴力行為、暴力団の行為、いわゆる違法行為、特に暴力団の色がかかったもの、これは犯罪に該当するとかしないとかいう前に、ぜひ相談をお願いしたいというふうに、これはミニ広報紙、あるいは宮崎県暴追センター、こういったところでの広報も非常にやっているわけでございます。したがって、委員おっしゃいますように、皆さんがもっと、最後は何かあったらもうすぐ駐在所に頼ろう、交番に頼ろう、そういったことができるようにミニ広報紙等でやっているわけでございますけれども、さらに一層それを強めていきたいと考えております。

○徳重委員 ぜひ、よろしく願いしておきます。

○高橋委員 ちょっと関連しますけれども、10団体250名の構成員で、去年は86名、傷害事件等で逮捕をされたということで、大したもんだなと思って、普通の人だったら、その逮捕された人は反省をするわけです。反省をして、もう真っ当な人間になりますということになるんでしょうけれども、この方々はもとに戻るわけですよ。私たちの認識からして、循環をしてもとの巣に戻って、また同じことを繰り返しているわけでしょうが、ここのところをいかに断ち切るか。あるいは新会員もいるでしょうから、そういうところを断ち切る、そういったところの対策なんでしょうけれども。

それと、よく言われているのは資金源を断つ、そういう意味では社会全体で暴力団とかかわらないという、先ほどおっしゃったようなことなんでしょうけれども。この250名という、先ほど説明があったところです。ずっとこの間、この人員というのは維持しているんでしょうか。86名が逮捕されても、どんどん減っていく状況にはないということで、今は認識したほうがいいんでしょうか。

○武田刑事部長 暴力団の人たちの世界はあるんでしょうけれども、逮捕されたことがいい機会だということで、立ち直りをさせるのは、これは刑事みんなが、事実は事実でしっかり調べて、その背景は何だと、いわゆる暴力団を抜けない限りは、この世界からは抜けれないんじゃないかというような条理を尽くした調べをやっていくわけでありまして。

その中で、やはり、これの受け皿としますと宮崎県暴力団離脱者社会復帰協議会というようなもの、刑務所にもございますし、あるいは県

雇用協議会の医師会とかそういったところもございます。そういったところとの会合も年1回、警察も入ってやるわけでございますけれども、その実績を見ますと、3年ぐらい前にやめたいということで、何か仕事がないですかという相談も受けているんです。それも、しかし、しっかりと正業についたんだけれども、またやめるとか、なかなか難しい。去年はなかったんですが、一昨年に2人、その相談があったんだけれども、その社会性のところが育ってないので、なかなかこれを……。協力団体もいますけれども、企業はみんな、そこで雇用するというのは、まだ一つの問題がございます。

組織については、10組織、約250名ということでございますけれども、去年の10月に延岡の児島組が解散届を出しました。1組織ですが、去年の今ごろは11組織270名って言ってたんです。ですが、それだけ減少しておるということでございまして、この外れた組員がみんな、じゃあ更生したのかといいますと、やはりどこに行ったかわからない、行方不明、どこで活動しているかわからない。あるいは、まだいるんだけれども、近くの暴力団、日向あたりの暴力団と連携をとっているんじゃないかと疑わしい人間という、この付近は外せません。わずか20名ぐらいの人間を外しているということでございますけれども、これも、じゃあ完全に真っ白にしたかということじゃなくて、今後また、いつ浮上してくるかもしれないということでは、非常に関心を持っているところでございます。

ただ、この暴対法の改正条例、こういってことで、非常に活動がしにくくなった。そして、バッチをつけてスナックなんかに入ると、暴力団の行く店ということで非常にやりにくくなったということで、暴力団のその調べの中では、

やっちゃおれんですわというふうなことのそういった弱音の言葉が出てきておるといのは非常にいいことだと考えています。

しかしながら、もう一步我々が考えておかないといかんのは、地下潜行しているんじゃないかと、そこを見逃してはならんというのが我々の今の着眼点でございます。以上でございます。

○高橋委員 わかりました。よろしく申し上げます。

○西村委員長 私から1点だけ、テロの話もありましたけれども、イスラム国で後藤健二さん、湯川さんという、被害者というか、一方では自分たちで危険を冒して行っているわけだから、なぜ事前に家族なり友人なりがとめられなかったのかなというのがあるんですが。以前、北大生がイスラム国に渡ろうとしたときに、事前に情報を得た警察が逮捕というか確保をされた件がありました。例えば宮崎県の一県民が、ああいう渡航禁止地域に行こうという計画を友人ないし家族なりに相談をして出ようとしたという情報が入る、もしくは情報が正しいかどうかわからないけれども聞いたということになった場合は、警察としてはどういう動きができるんでしょうか。

○金井警備部長 個人的なものにつきましては、はっきり言って把握はできてないというのが現実でございます、行こうという意向があったということであれば、外務省等々で外に出るときに、危険地域ということで指導があるものというふうに認識しております。

ただ、それに対しまして、県警として個別に指導するということはないものと認識しておるところであります。以上でございます。

○西村委員長 今回、テロリストが宮崎ないし日本を攻撃する際に警察の方が守るという観点

はわかるんですけども、例えば、ああやって人質になってしまえば、もう完全に戦争というか、その状態に日本も巻き込まれている状況であることを考えると、まずそのような人質になるような人間をどうにかして出さないような方針にできないのかなど。例えば、家族ないし友人がそういう状況を聞いた際には速やかに警察に相談して、警察のほうからとめてもらうなり、ビザの発給ができないようにしてもらうとか、そういうことが、やはり今の話だと難しいということですか。

○金井警備部長 警察としてそういうことができるかといえば、ちょっと難しいところがございます。一県警として対応することはないということになります。それと、やはり国家的な問題でございますし、国と国の対応でございますので、その答弁につきましては、ちょっとはつきり申し上げることはできないものと認識しておるところであります。

○西村委員長 わかりました。申し上げられないということですので、終わります。

ほかに何かないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、その他で何かございませんか。

○山下委員 一言お礼を言っておきたいと思えます。24日、警察の定期演奏会へ行ってきました。本部長もお見えでした。高橋委員と2人で行って、私は初めてで、2時間ちょっとだったと思うんですが、大変感動いたしました。その中でトークショーがあったり、振り込め詐欺のお芝居をちょっとしていただいたり、短い時間に非常に訴えるものがあったのかなという感想でした。

最後に白バイ女性隊が入ってきて圧巻な、感

動したんですけども、あの場面を見とって、せっかくあれだけの音楽隊を持っておられますから、小学生、中学生、高校生、吹奏楽のメンバーもたくさんおられると思うんですが、ぜひ一緒に演奏ができる場面とか、子供たちを呼んで、子供たちに対する安全対策を呼びかけられるような、そういう音楽会になればいいかなという思いを持ったところでした。本当にありがとうございました。以上です。

○西村委員長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして警察本部を終わります。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午前11時20分休憩

---

午前11時21分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

そのほか、何か委員の皆様からありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上で委員会を終わります。

午前11時22分閉会